

○那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例
平成11年3月23日条例第12号
那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例

(目的)

第1条 水源涵養林の保全、育成等に必要な財源を確保し、貴重な水資源を将来にわたり、豊富かつ安全に供給することを目的として、那智勝浦町豊かな水資源保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、当該年度の予算で定める額及び前条の目的のための寄附金等を積立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他、确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、次の各号の一に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 第1条の目的達成のため必要なとき。
- (2) 第1条の目的が消滅したとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成13年3月19日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。